

第5次基本構想・前期基本計画策定支援委託
業者選考審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

本市の第5次基本構想・前期基本計画の位置付けを理解し、提示している業務内容を的確に捕らえて、実行性の高い提案がなされているかどうかを評価する。

2 業務の内容について

業務の内容について、下記の項目につき支援内容が簡潔かつ具体的であり、分かりやすく企画・提案されているか。また、内容に工夫がみられ、かつ、実現性があるかどうかを評価する。

- (1) コンセプト等の検討（まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合支援、バックキャストによる策定支援、分かりやすい基本構想等の策定支援）
- (2) 討議要綱策定の支援
- (3) 基本構想等の諮問案作成支援（施策体系の整理、PDCAサイクルの提案を含めた成果・活動指標の見直しを含める。）
- (4) 会議等運営支援（資料作成、全体の管理、求めに応じた会議出席、会議進行、その他運営の支援）
- (5) 市民参加の実施支援（子ども懇談会、パブリックコメント、若者対象を含めたその他の市民参加）

3 業務スケジュールについて

業務スケジュールに無理はないか。業務手順や業務工程は妥当かどうかを評価する。

4 業務実績について

過去5年間の基本構想等の類似業務の受託実績は適当か。特に、主たる担当者の同業務実績と、業務責任者、主たる担当者及び担当者の経験・経歴で、参考となる業務や関連する研究実績等を有しているかを評価する。

5 業務体制について

業務の内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務体制であるかどうかを評価する。その際、各担当者の手持ち業務量が適正であるかも含めて評価する。

6 見積額について

業務内容に照らして費用対効果は高いかどうかを評価する。

7 プレゼンテーション・ヒアリングについて

企画提案書の内容を分かりやすく所定時間内に説明しているか。業務担当者に熱意が感じられるかどうかを評価する。また、質問に対して的確かつ簡潔明瞭に答えているかを評価する。

8 その他

独自の提案などPRポイントはありますかを評価する。

II 審査評価方法

1 1次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。

2 2次審査

1次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、業者選定審査基準に基づき総合的に判断し、候補者及び次点者を決定する。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数

で判定する。

VI 候補者及び次点者の選考

委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者とし、次点の者を次点者として選考する。